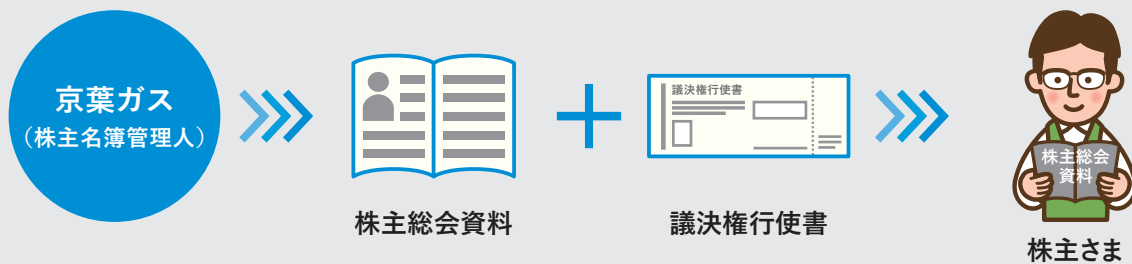


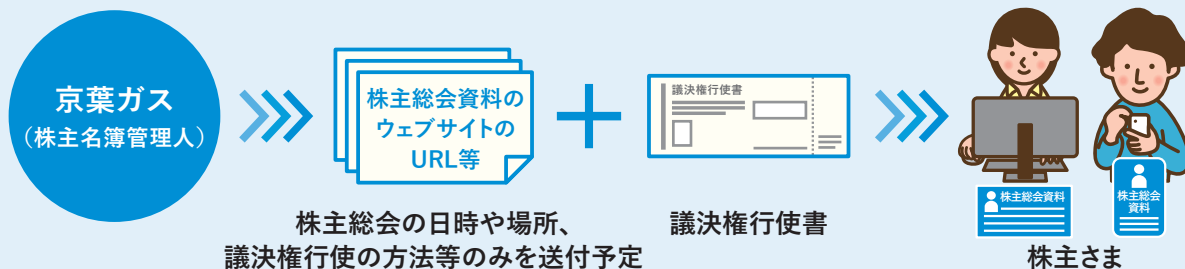
2024年3月開催予定の当社株主総会の送付資料について

会社法改正に伴う電子提供制度への対応として、2024年3月に開催予定の当社株主総会より送付資料を以下のとおり変更いたします。

変更前（2023年3月総会まで）… 書面でご確認



変更後（2024年3月総会から）… ウェブでご確認



【変更のポイント】

株主総会資料^(※)は、原則として「書面」から「ウェブ」でのご案内に変わります。

※株主総会資料…株主総会参考書類（議案）、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類等

インターネットのご利用が困難な方等で、株主総会資料をこれまで通りの書面（書面交付省略事項を除く）
でお受け取りをご希望される場合、書面交付請求が必要となります。

お取引の証券会社または、以下の株主名簿管理人みずほ信託銀行株式会社へ請求手続きをいただくことで書面交付請求が可能です。

なお、2024年3月開催予定の株主総会の書面交付請求は、2023年12月31日までにお手続きが必要です。

株主総会資料の電子提供制度に関するお問い合わせ先（書面交付請求先）

みずほ信託銀行 証券代行部 0120-524-324（平日9:00～17:00）

https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/category/show/72?site_domain=daikou

（ご参考）制度の概要

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイト等に掲載し、株主の皆さまにはそのウェブサイトのアドレスを書面により通知することによって、株主総会資料を提供したとみなすことができる制度です。